

控除後の事務

(1) 給与支払明細書への控除額の表示

給与の支払者が月次減税額の控除を行った場合には、給与等の支払の際に従業員の方へ交付する給与支払明細書の適宜の箇所に、月次減税額のうち実際に控除した金額を「定額減税額（所得税）×××円」又は「定額減税××円」などと表示します。

なお、年末調整を行って支払う給与等に係る給与支払明細書については、源泉徴収票で定額減税額を把握することが可能であるため、定額減税額のうち実際に控除した金額の記載は要しません。

〔記載例〕 給与支払明細書

給与支払明細書	
給与金額	×××円
源泉徴収税額	×××円
・	
・	
・	
定額減税額 (所得税)	×××円

(2) 納付書の記載と納付等

給与の支払者は、各月の月次減税事務の終了後、納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）に所要事項を記載した上で、納付すべき源泉徴収税額がある場合には法定納期限までに納付することになります。

この場合、納付書の「俸給・給料等」、「賞与（役員賞与を除く。）」又は「役員賞与」の「税額」欄には、各人毎の「控除前税額から月次減税額の控除を行った後の金額（その給与等から源泉徴収すべき税額）」を集計し、その金額を記入します。

（注）「年末調整による超過税額」欄及び「摘要」欄への定額減税に関する事項の記載は不要です。

なお、月次減税額の控除等により、納付すべき税額がなくなった（「本税」欄が「0」）場合でも、納付すべき税額がある場合に準じて納付書の各欄の記入を行った上で、その納付書（所得税徴収高計算書）を必ず所轄税務署に提出してください。

〔記載例〕 <納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）>

源泉所得税の納付はキャッシュレス納付が便利です！

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、②自宅や事務所などからの納付手続が可能な「キャッシュレス納付」が便利です。

詳しくは、以下の国税庁ホームページ「源泉所得税の納付手続」をご覧ください。
https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm

4. 年調減税事務の手順

年調減税事務では、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。

なお、年末調整の際の詳しい事務の内容につきましては、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」で各種情報を令和6年9月頃から随時掲載する予定です。

対象者の確認

年末調整の対象となる人が、原則として、年調所得税額（年末調整により算出された所得税額で、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額をいいます。以下同じです。）から年調減税額を控除する対象者となります。

ただし、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うこととなります。

(注) 年末調整において合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかを勘案する際には、基礎控除申告書により把握した合計所得金額を用います。

年調減税額の計算

対象者ごとの年調減税額の計算は、「扶養控除等申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。）の人数を確認し、「本人 30,000 円」と「同一生計配偶者と扶養親族 1 人につき 30,000 円」との合計額を求めます。

(注) 年調減税額の計算のための人数に含める「同一生計配偶者」や「扶養親族」については、3ページ以降の「月次減税額の計算」の(1)をご参照ください。

なお、年調減税額の計算のための人数に含まれる「同一生計配偶者」は、次のいずれかに該当する配偶者となります。

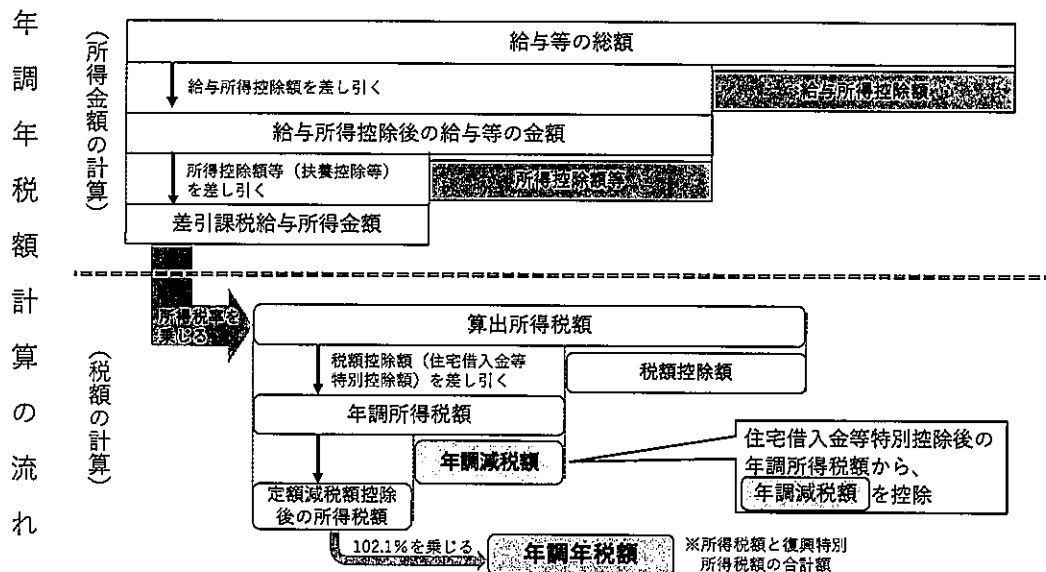
- ① 「配偶者控除等申告書」に記載された控除対象配偶者
- ② 合計所得金額が48万円以下の配偶者のうち、年調減税額の計算に含める配偶者として「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載された配偶者

年調減税額の控除

対象者ごとの年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

また、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

具体的には、次の(1)及び(2)により控除を行います。



(1) 年調所得税額の計算

上記のとおり通常の例により年末調整を行い、令和6年分源泉徴収簿の「年調所得税額④」欄の算出までを行います。

なお、源泉徴収税額の集計に当たっては、控除前税額から月次減税額の控除を行った後の実際に源泉徴収した税額を給与と賞与とでそれぞれ集計して、年末調整計算シート又は源泉徴収簿の「税額③」欄と「税額⑥」欄に記入し、その合計額を「税額⑧」欄に記入（入力）します。

(2) 年調減税額の控除

年調所得税額から年調減税額の控除を行い、年調減税額を控除した後の金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を算出した上で、過不足額の精算を行います。

以下では、年末調整計算シート又は源泉徴収簿を利用した場合の入力（記載）方法を説明します。

イ 年末調整計算シートを利用する場合

10ページの「年調減税額の計算」で求めた年調減税額を「年調減税額④-2」欄に入力すると、「年調所得税額④」欄の金額から「年調減税額④-2」欄の金額を控除した残額が「年調減税額控除後の年調所得税額④-3」の欄に表示されます（控除しきれない場合は「④-3」欄には「0」と表示され、控除しきれなかった金額が「控除外額④-4」欄に表示されます。）。

そして、「年調減税額控除後の年調所得税額④-3」の金額に102.1%を乗じた金額が、復興特別所得税を含む年調年税額として、「年調年税額⑤」欄に表示されます（100円未満の端数は切り捨てます。）。

最後に、その「年調年税額⑤」欄の金額と、(1)で集計した「税額⑧」欄の金額とを比べた過不足額が「差引超過額又は不足額⑥」欄に表示されますので、通常の年末調整と同様にその過不足額の精算を行います。

〔入力例〕 <年末調整計算シートを利用する場合>

区分	金額(円)	税額(円)
給料・手当等	① 5,970,000	③ 111,810
賞与等	④ 1,800,000	⑥ 93,000
計	⑦ 7,770,000	⑧ 204,810
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 5,893,000	所得金額調整控除の適用の有無
所得金額調整控除額	⑩ 0	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪ 5,893,000	
給与等からの控除額	⑫ 1,000,000	
差引課税給与所得金額及び算出所得税額	⑰ 3,011,000	⑳ 203,600
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		㉓ 40,000
年調所得税額		㉔ 163,600
年調減税額		㉔-2 120,000
年調減税額控除後の年調所得税額		㉔-3 43,600
控除外額		㉔-4 0
年調年税額(㉔-3)×102.1%)		㉕ 44,500
差引超過額		㉖ 160,310
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		㉗
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉘
差引還付する税額		㉙ 160,310
同上的うち		㉚ 160,310
本年最後の翌年に		

(1) 「税額③」欄と「税額⑥」欄は、控除前税額から月次減税額を控除した後の実際に源泉徴収した税額となります。

(2) 「年調減税額㉔-2」欄に年調減税額を入力します。
 (3) 「年調所得税額㉔」欄の金額から「年調減税額㉔-2」欄の金額を控除した残額が「年調減税額控除後の年調所得税額㉔-3」欄に表示されます。
 (4) 「年調減税額控除後の年調所得税額㉔-3」欄に102.1%を乗じた金額が「年調年税額㉕」欄に表示されます。

(年調所得税額から控除しきれない事例)

差引課税給与所得金額及び算出所得税額	⑰ 3,011,000	⑳ 203,600
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		㉓ 130,000
年調所得税額		㉔ 73,600
年調減税額		㉔-2 120,000
年調減税額控除後の年調所得税額		㉔-3 0
控除外額		㉔-4 46,400
年調年税額(㉔-3)×102.1%)		㉕ 0
差引超過額		㉖ 204,810
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		㉗
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉘
差引還付する税額		㉙ 204,810
同上的うち		
本年最後の翌年に		

(1) 「年調減税額㉔-2」欄の金額が「年調所得税額㉔」欄の金額を上回る場合には、「年調減税額控除後の年調所得税額㉔-3」欄の金額はないため、「0」と表示されます。
 (2) 「年調減税額㉔-2」欄の金額のうち、「年調所得税額㉔」欄の金額から控除しきれなかった金額が「控除外額㉔-4」欄に表示されます。

□ 源泉徴収簿を利用する場合

10 ページの「年調減税額の計算」で求めた年調減税額を、令和6年分源泉徴収簿の余白に「㉔-2 ×××円」と記入します。

次に、「年調所得税額㉔」欄の金額から「㉔-2 ×××円」（年調減税額）を控除し、その控除後の残額を令和6年分源泉徴収簿の余白に「㉔-3 △△△円」と記入します（控除しきれない場合は「㉔-3 0円」と記入し、年調減税額のうち控除しきれなかった金額を余白に「㉔-4 ◇◇◇円」と記入します。）。

そして、「㉔-3 △△△円」（年調減税額控除後の年調所得税額）に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出し、「年調年税額㉔」欄に記入します（100円未満の端数は切り捨てます。）。

最後に、その「年調年税額㉔」欄の金額と、(1)で集計した「税額㉔」欄の金額とを比べて過不足額を「差引超過額又は不足額㉔」欄に記入し、通常の年末調整と同様にその過不足額の精算を行います。

〔記載例〕 <源泉徴収簿を利用する場合>

区 分	金 額	税 額
給 料 ・ 手 当 等	① 5,970,000 円	③ 111,810 円
賞 与 等	④ 1,800,000	⑥ 93,000
計	⑦ 7,770,000	⑧ 204,810
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 5,893,000	所得金額調整控除の適用 有・無 （※ 適用者の場合は⑩に記載）
所得金額調整控除額 （（⑦-8,500,000）×10%、マイナスの場合は0）	⑩ <small>（100円未満切り捨て、最高150,000円）</small>	
給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後） （⑨-⑩）	⑪ 5,893,000	

差引課税給与所得金額(㉑-㉒)及び算出所得税額 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑭ <small>（100円未満切り捨て）</small> 3,011,000	⑮ 203,600
年調所得税額（㉑-⑮、マイナスの場合は0）	⑯	163,600
年調年税額（⑯×102.1%）	⑰ <small>（100円未満切り捨て）</small>	44,500
差引超過額又は不足額（⑰-⑮）	⑱	160,310
超過額 の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉒
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉓
	差引還付する金額（㉑-㉒-㉓）	㉔ 160,310
不足額 の精算	同上的 本年中に還付する金額	㉕ 160,310
	うち 翌年において還付する金額	㉖
不足額 の精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉗
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉘

㉔-2	120,000円	㉔-3	43,600円	㉔-4	0円
-----	----------	-----	---------	-----	----

(4) 「㉔-3」に102.1%を乗じた金額を「年調年税額㉔」欄に記載します。

- (1) 余白に「㉔-2」として、年調減税額を記載します。
 - (2) 余白に「㉔-3」として、「年調所得税額㉔」欄の金額から「㉔-2」を控除した残額を記載します。
- ※ 「年調所得税額㉔」欄の金額から「㉔-2」の金額を控除して、控除しきれない金額がある場合には、余白に「㉔-4」（控除外額）として記載します。

5. 源泉徴収票への表示

年末調整済みの源泉徴収票

年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その「(摘要)」欄に、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」と記載します。
記載する金額は次のとおりです。

(年調所得税額② ≥ 年調減税額④-2 の場合)

12・13 ページの年末調整計算シート又は源泉徴収簿（以下「年末調整計算シート等」といいます。）の「年調減税額④-2」欄の金額を記載します。

(年調所得税額② < 年調減税額④-2 の場合)

年末調整計算シート等の「年調所得税額②」欄の金額を記載します。

また、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額（年末調整計算シート等の「控除外額④-4」欄の金額）を「控除外額×××円」（控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」）と記載します。

さらに、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者（以下「非控除対象配偶者」といいます。）分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。

なお、「(摘要)」欄への記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないように留意してください。

年末調整を行った後の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄には、年調所得税額から年調減税額を控除した残額に102.1%を乗じて算出した復興特別所得税を含む年調年税額（年末調整計算シート等の「年調年税額⑤」欄の金額）を記載することになります。

(注1) 令和6年6月1日以後の退職・国外転出・死亡等で、年末調整を了した後に作成する源泉徴収票においても同様となります。

(注2) 非控除対象配偶者を有する者で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合、「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載することとされていますが、この場合に当該非控除対象配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合には、「減税有」の追記で差し支えありません。

〔記載例〕 <年末調整を行った一般的な場合>

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 △△市○○町1-2-3	(受給者番号)												
	(個人番号) 112233445566												
	(役職名)												
氏(フリガナ) ヤマカワ タロウ													
名 山川 太郎													
種 別	支 払 金 額			持 続 所 得 控 除 後 の 金 額 (買 戻 金 控 除)			所 得 控 除 の 額 の 合 計 額			課 税 課 収 税 額			
給料	円	千	円	円	千	円	円	千	円	円	千	円	
	7	770	000	5	893	000	2	881	300		44	500	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数
有 配偶者	円	千	円	特 定	老 人	其 他	特 別	其 他	特 別	其 他	人	人	
○		380	000	1				1					
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額				
円	千	円	円	千	円	円	千	円	円	千	円	円	
	1221	300	120	000	50	000		40		000			
(摘要)													
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円													

〔記載例〕 <非控除対象配偶者分の定額減税の適用を受けた場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 △△市〇〇町1-2-3	(氏名番号) (個人番号) 112233445566									
		(役職名)									
		氏名 (フリガナ) ヤマカワ タロウ 山川 太郎									
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額					
給料	14,400,000	12,300,000	2,849,930	1,283,900							
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数		
有	特 別	特 定	老 人	そ の 他	1	1	1	1	1		
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
1569		930		120		50		205		000	
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 非控除対象配偶者減税有											

〔記載例〕 <非控除対象配偶者が障害者に該当する場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 △△市〇〇町1-2-3	(氏名番号) (個人番号) 112233445566									
		(役職名)									
		氏名 (フリガナ) ヤマカワ タロウ 山川 太郎									
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額					
給料	14,400,000	12,300,000	3,599,930	1,061,800							
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数		
有	特 別	特 定	老 人	そ の 他	1	1	1	1	1		
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
1569		930		120		50		205		000	
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 減税有 山川花子(同配)											

年末調整を行っていない源泉徴収票

年末調整を行わずに退職し再就職しない場合や、令和6年分の給与の収入金額が2,000万円を超えるなどの理由により年末調整の対象とならなかった給与所得者については、その方に係る「給与所得の源泉徴収票」の作成に当たり、「(摘要)」欄には、定額減税等を記載する必要はありません。

なお、「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の、実際に源泉徴収した税額の合計額を記入することになります。

